

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和6年度第7回登米市農業委員会総会																																																													
開催日時	令和6年10月25日（金） 午後1時30分 開会 午後2時32分閉会																																																													
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																													
議長の名氏	会長 高橋 清範																																																													
出席者 （委員） の氏名	【農業委員】																																																													
	<table><tr><td>1番</td><td>小野寺 義 幸</td><td>2番</td><td>鈴木 泰 子</td><td>3番</td><td>田 島 幹 雄</td></tr><tr><td>4番</td><td>三 塚 芳 毅</td><td>5番</td><td>五十嵐 幸 喜</td><td>6番</td><td>柴 崎 専 一</td></tr><tr><td>7番</td><td>佐 藤 久 順</td><td>8番</td><td>浅 野 和 宏</td><td>9番</td><td>岩 淵 勉</td></tr><tr><td>10番</td><td>岩 崎 とみ子</td><td>11番</td><td>阿 部 静 男</td><td>12番</td><td>上 野 栄 公</td></tr><tr><td>13番</td><td>小野寺 鉄 子</td><td>14番</td><td>阿 部 晃 徳</td><td>15番</td><td>加美山 竜 太</td></tr><tr><td>16番</td><td>高 橋 健 之</td><td>17番</td><td>鈴木 巖</td><td>18番</td><td>芳 村 忠 市</td></tr><tr><td>19番</td><td>芳 賀 秀 二</td><td>20番</td><td>櫻 井 利 光</td><td>21番</td><td>佐 藤 瑛 彦</td></tr><tr><td>22番</td><td>鹿 野 昭 子</td><td>23番</td><td>門 馬 一 郎</td><td>24番</td><td>高 橋 清 範</td></tr></table>			1番	小野寺 義 幸	2番	鈴木 泰 子	3番	田 島 幹 雄	4番	三 塚 芳 毅	5番	五十嵐 幸 喜	6番	柴 崎 専 一	7番	佐 藤 久 順	8番	浅 野 和 宏	9番	岩 淵 勉	10番	岩 崎 とみ子	11番	阿 部 静 男	12番	上 野 栄 公	13番	小野寺 鉄 子	14番	阿 部 晃 徳	15番	加美山 竜 太	16番	高 橋 健 之	17番	鈴木 巖	18番	芳 村 忠 市	19番	芳 賀 秀 二	20番	櫻 井 利 光	21番	佐 藤 瑛 彦	22番	鹿 野 昭 子	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範											
1番	小野寺 義 幸	2番	鈴木 泰 子	3番	田 島 幹 雄																																																									
4番	三 塚 芳 毅	5番	五十嵐 幸 喜	6番	柴 崎 専 一																																																									
7番	佐 藤 久 順	8番	浅 野 和 宏	9番	岩 淵 勉																																																									
10番	岩 崎 とみ子	11番	阿 部 静 男	12番	上 野 栄 公																																																									
13番	小野寺 鉄 子	14番	阿 部 晃 徳	15番	加美山 竜 太																																																									
16番	高 橋 健 之	17番	鈴木 巖	18番	芳 村 忠 市																																																									
19番	芳 賀 秀 二	20番	櫻 井 利 光	21番	佐 藤 瑛 彦																																																									
22番	鹿 野 昭 子	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範																																																									
出席者 （委員） の氏名	【農地利用最適化推進委員】																																																													
	<table><tr><td>1番</td><td>門 脇 昭 雄</td><td>2番</td><td>及 川 祐 宏</td><td>3番</td><td>田 崎 光 雄</td></tr><tr><td>4番</td><td>千 葉 久三男</td><td>5番</td><td>東 敬 三</td><td>6番</td><td>芳 賀 定 一</td></tr><tr><td>7番</td><td>高 橋 弥寿仁</td><td>8番</td><td>白 石 久 喜</td><td>9番</td><td>佐々木 正 志</td></tr><tr><td>10番</td><td>岩 渕 和 也</td><td>11番</td><td>青 山 信 一</td><td>12番</td><td>千 葉 利 行</td></tr><tr><td>13番</td><td>佐 藤 啓</td><td>14番</td><td>千 葉 孝 二</td><td>15番</td><td>佐々木 喜 朗</td></tr><tr><td>16番</td><td>千 葉 博 直</td><td>17番</td><td>佐々木 尚</td><td>18番</td><td>小野寺 堅 二</td></tr><tr><td>19番</td><td>小 出 隆 則</td><td>20番</td><td>豊 澤 啓 司</td><td>21番</td><td>佐々木 武 雄</td></tr><tr><td>22番</td><td>佐 藤 晃</td><td>23番</td><td>鈴木 一 義</td><td>24番</td><td>小 林 弘 幸</td></tr><tr><td>25番</td><td>石 堂 貴 博</td><td>26番</td><td>佐 藤 進</td><td>27番</td><td>土 生 浩 也</td></tr><tr><td>28番</td><td>亀 井 達 夫</td><td>29番</td><td>近 藤 充</td><td>30番</td><td>白 鳥 剛</td></tr></table>			1番	門 脇 昭 雄	2番	及 川 祐 宏	3番	田 崎 光 雄	4番	千 葉 久三男	5番	東 敬 三	6番	芳 賀 定 一	7番	高 橋 弥寿仁	8番	白 石 久 喜	9番	佐々木 正 志	10番	岩 渕 和 也	11番	青 山 信 一	12番	千 葉 利 行	13番	佐 藤 啓	14番	千 葉 孝 二	15番	佐々木 喜 朗	16番	千 葉 博 直	17番	佐々木 尚	18番	小野寺 堅 二	19番	小 出 隆 則	20番	豊 澤 啓 司	21番	佐々木 武 雄	22番	佐 藤 晃	23番	鈴木 一 義	24番	小 林 弘 幸	25番	石 堂 貴 博	26番	佐 藤 進	27番	土 生 浩 也	28番	亀 井 達 夫	29番	近 藤 充	30番
1番	門 脇 昭 雄	2番	及 川 祐 宏	3番	田 崎 光 雄																																																									
4番	千 葉 久三男	5番	東 敬 三	6番	芳 賀 定 一																																																									
7番	高 橋 弥寿仁	8番	白 石 久 喜	9番	佐々木 正 志																																																									
10番	岩 渕 和 也	11番	青 山 信 一	12番	千 葉 利 行																																																									
13番	佐 藤 啓	14番	千 葉 孝 二	15番	佐々木 喜 朗																																																									
16番	千 葉 博 直	17番	佐々木 尚	18番	小野寺 堅 二																																																									
19番	小 出 隆 則	20番	豊 澤 啓 司	21番	佐々木 武 雄																																																									
22番	佐 藤 晃	23番	鈴木 一 義	24番	小 林 弘 幸																																																									
25番	石 堂 貴 博	26番	佐 藤 進	27番	土 生 浩 也																																																									
28番	亀 井 達 夫	29番	近 藤 充	30番	白 鳥 剛																																																									
	(は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員)																																																													
事務局職員 職 氏 名	小野寺事務局長、佐々木事務局次長、山形事務局長補佐、佐藤主幹、三浦主事、 飯塚主事、産業総務課 田村課長補佐、佐藤主事、書記：園田農地管理係長																																																													

議 題	議案第 49 号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について 報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 報告第 24 号 使用貸借権の合意解約について 報告第 25 号 農地法第 4 条の規定による許可書の返納について 報告第 26 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 43 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 45 号 非農地証明願について 議案第 46 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第 47 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第 48 号 農地賃借料情報の提供について
会 議 結 果	議案第 49 号 すべて可として意見決定することとした。 報告第 23 号 議案書のとおり報告した。 報告第 24 号 議案書のとおり報告した。 報告第 25 号 議案書のとおり報告した。 報告第 26 号 議案書のとおり報告した。 議案第 42 号 原案のとおり決定した。 議案第 43 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 44 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 45 号 原案のとおり決定した。 議案第 46 号 原案のとおり決定した。 議案第 47 号 原案のとおり決定した。 議案第 48 号 原案のとおり決定した。
会議の概要	下記のとおり
会 議 資 料	・議案書 ・議案説明資料 ・諸般の報告 ・農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 6 番柴崎専一委員、議席番号 8 番浅野和宏委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。

議長	これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。 日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、議案第 49 号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 次に、産業経済部から説明願います。 《産業経済部説明》 説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 1 区の報告を登壇してお願いします。
15 番委員	令和 6 年 10 月 21 日に実施した登米市農業委員会、第 1 区現地調査の結果を報告します。 進行番号 4 番の除外は、農用地区域以外に代替地も無く、他の農地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼす恐れが無いと認められ、用途変更及び除外は妥当との意見で一致しました。 また、基盤整備事業は工事を完了してから 8 年以上経過しており除外については妥当との意見で一致しました。 以上の通り報告します。 令和 6 年 10 月 25 日 現地調査委員 16 番 高橋 健之 委員 17 番 鈴木 巖 委員 15 番 加美山 竜太 委員

議長	次に、第2区の報告を登壇してお願いいたします。
20番委員	令和6年10月21日に実施した登米市農業委員会、第2区現地調査の結果を報告いたします。 進行番号1番から3番の用途変更及び除外は、農用地区域以外に代替地も無く、他の農地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼす恐れが無いと認められ、用途変更及び除外は妥当との意見で一致しました。 また、基盤整備事業は工事を完了してから8年以上経過しており除外については妥当との意見で一致しました。 しかし、進行番号1番、3番は、既に一部農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すべきと思われます。 以上の通り報告いたします。 令和6年10月25日 現地調査委員 18番 芳村 忠市 委員 19番 芳賀 秀二 委員 20番 櫻井 利光 委員
議長	調査報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声あり》 無いようですのでこれで質疑を終わります。 これから議案第49号を採決します。 お諮りします。 本案は、可とすることにご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案第49号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定については、可とすることに決定いたしました。 ここで、職員の入れ替えのため、暫時休憩いたします。 《 休 憩 》 再開いたします。

議長	日程第 5、報告第 23 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 23 号を終わります。
議長	次に、日程第 6、報告第 24 号使用貸借権の合意解約について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 24 号を終わります。
議長	次に、日程第 7、報告第 25 号農地法第 4 条の規定による許可証の返納について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 25 号を終わります。
議長	次に、日程第 8、報告第 26 号農地基本台帳新規(補正)登載申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 26 号を終わります。
議長	次に、日程第 9、議案 42 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》

	説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。
20 番委員	農地法第 3 条の進行番号 6 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 7 ページに記載されているとおりです。申請内容は、登米市東和町に居住する譲受人が、同じく登米市東和町に居住する譲受人から東和町錦織地内の農地を譲り受け耕作を行うものです。譲受人は、新規就農者ではありますが、一部作業を委託し、近隣の農業者から指導を受けながら耕作することから効率的に利用できるものと見込まれるため、許可については妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 6 年 10 月 25 日 現地調査委員 18 番 芳村 忠市 委員 19 番 芳賀 秀二 委員 20 番 櫻井 利光 委員
議長	次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。 《いずれも支障なしの声》 いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声を確認》 なければ質疑を終わります。 それではこれより議案第 42 号を採決します。 お諮りします。 本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって、議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に、日程第 10、議案第 43 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、さらに、日程第 11 議案第 44 号農地法第 5 条の規定

による許可申請に対する意見の決定について、を一括議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第1区の委員の案件の報告を登壇してお願いします。

15 番委員

令和6年10月21日に実施した登米市農業委員会第1区現地調査の結果を報告します。農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料11ページから13ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、土地区画整理法に規定する土地区画整理事業の施行に係る措置であることから、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号2番、4番については、別紙議案説明資料14ページから16ページ、20ページから22ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用後との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料17ページから19ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用が許可できないのではありますが、例外的に許可することができる集落に接続して、設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告します。

令和6年10月25日

現地調査委員

16 番 高橋 健之 委員

17 番 鈴木 巖 委員

15 番 加美山 竜太 委員

議長

次に、第2区の報告を登壇してお願いします。

20 番委員

第2区の調査結果について報告いたします。

農地法第4条進行番号1番については、別紙議案説明資料8ページから10ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に農機具置き場を整備するもので、農地区分としては、第2種農地で、原則的には転用許可がで

きない、農地であります、例外的に許可することができる、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地がすでに農外利用されていることから、申請人により始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

続きまして、農地法第5条の進行番号5番については、別紙議案説明資料23ページから25ページに記載されている通りです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第1種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見にしました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料26ページから28ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に申請地に自宅への通路駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用ができない農地であります、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見にしました。

以上の通り報告します。

令和6年10月25日

現地調査委員

18番 芳村 忠市 委員

19番 芳賀 秀二 委員

20番 櫻井 利光 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第43号、議案第44号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号1番は既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導願いたい旨を付すことにいたします。これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第43号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決

定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 44 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に日程第 12、議案第 45 号非農地証明願について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

議長

次に日程第 13、議案第 46 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 46 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 46 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案の通り決定いたしました。

議長

次に、日程第 14、議案第 47 号農地利用状況調査に伴う、非農地の判断について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 47 号について採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第 47 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の通り非農地として決定することにいたしました。

議長

次に、日程第 15、議案第 48 号農地賃借料情報の提供について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

23 番委員

ここに1俵60キロ当たり1万2000円の賃料になってますけれども、今年の場合だと、かなりここに格差が出るんじゃないかと思われれます。それでこの辺は、今後どうしたらいいものか、進めていかないといけないと思いますけれども、どうしたらいいのか私自身もちょっと迷っている状況です。ただ申告の時点で、税務署の金額が多分決まると思うんで、その辺を参考にし、今後、これ載せたら、一番適格ではないかと思われれますけれども、皆さんのご意見を拝借したいと思います。

事務局

1万2000円の部分の基本的な部分だけお知らせします。本件は、今年度の価格は、委員おっしゃる通りで、農政委員会でも議論もあったところでございますが、あくまで今回の情報提供は、実績、令和5年8月から令和6年7月までの金額で1万2000円ということで計上させていただいております。

ただし、今後は、単価が大分変わってきてございますので、来年度に向けて、金額が変わってくる、変えなければならぬというところの部分については課題になると存じます。

議長

今、事務局からの説明がありましたが、皆さんからは何か、ただいまの件についてございませんか。確かに先ほど私もあいさつで言いましたが、本当に2倍から何か高いのは2万3000、4000とかねいろいろ業者さんが入って農家の人たちもねというふうにどうしたらいいなみたいな感じで言いますけど、様子を見ながら数字を変えていくほうがいいのかね。難しいですけどね。あくまで参考の数値ですけども。

事務局

あくまでこの情報は、令和5年8月から令和6年7月までの実績の数字をお知らせするという事なんで、数字的なものの部分については、この総会の席で議決を行って、皆さんがたにお示しするという形なので、あくまでこの表は表として、議決をいただきたいということですので、その辺ご理解いただければというふうに思います。

事務局

ちょっと補足ですけど、この表につきましてはあくまでも去年の8月から今年の7月までの実績です。来年また同じような形でですね、来年の9月ぐらいにまた農政委員会を中心として検討して参ります。そうすればその時点の状況、情勢を勘案した上で決めるようになると思いますので、皆さんのですね、ご理解をお願いしたいなと思います。以上です。

5 番委員

賃借料が中田の場合、未整備値が基盤整備値よりも高いということはどう

ということでしょうか。一般的には整備値が高く未整備値が安くなると思います。データをもとにやっているんですが、これはちょっとおかしいのではないのでしょうか。

事務局

はい。ご指摘の通りのことが農政委員会の方でも議論になりました。この原因は大きい農家が、少し単価を低めに設定されて、それが基盤整備地域で行われたために、他と比べてみると、基盤整備地域の金額は非常に低いというのが実態でございます。未整備地域も高い事実でございますが、特徴的なのは基盤整備地域の金額が、他に比べて突出して低いというのが原因でございます。未整備地域は高いのが事実ではございますが、他にも高いところもありますので、どちらかというとき基盤整備地域が大きい事業者が単価を決めてしまうと、その影響を受けやすいというところでございます。以上でございます。

20 番委員

はい。農政委員会としてですね、補足させていただければと思います。委員さんがおっしゃられたように今年のなぜそういう整備地域と未整備地域が逆になったりとか、あと、高い地域と低い地域もかなり差が大きいです。それがこれまでは、中山間地域は、賃料が比較的lowめで、平地であれば高いということもあったんですけどもそういうのも、そうなくなってきたということです。あと、畑地がもう過去のデータも少し上がってきてたりとかするってところで、かなりこういうふうに示したら現場の混乱が少なくなると、先ほどの米価のことも含めてですけどもやはり、これあくまでも、データだよっていう話はするんですけども、現場の方がもうここで書いてんでない。というような意見があつていろいろ苦労するというご意見いただきました。それと去年の秋に行われました、農業者の意見交換会の方でも、農業者の方々からはかなり厳しいご意見いただきまして、これは農業者の方々からなんですけども、具体的には農業委員会から出される賃料、今のコストであれば、賃料払えないんだから、もっと引き下げるような誘導をしてもらえないかという意見がありました。しかし、農業委員会としては、どちらかっていうことはなかなかできないんだけど、あくまでも、去年の実績出すことしかできない話をしたんですけども、やはり農業者の方は、実績出すことしかできないのかというようなかなり厳しいご意見いただきました。その中で、我々として何とか地域のためにというか、農業者のためにできないかっていうところで、実際賃料として上がったりのしてるんですけども、単年度は去年も上がったただけじゃなくて、過去の傾向として、下がってきたようなんですが、米も上がってるけども過去も下がってる傾向だになっていうような過去の情報も載せることで何とか農業情勢、どうも、これで流れみたいなものも残すべきじゃないかということで今回初めて過去の推移を載せたらどうかってことでさせていただきました。ちょっとその後も農政委員会でも載せたらいいんじゃないかとかいろいろ議論を経て、もう今まで委員さんの皆さんからご意見あると思うんですけども、今期についてはこの表に入れさせていただきましたので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

議長	農政委員会の副委員長さんからもお話がありました。なかなか難しいことがあります、すみません。突然ですが、中田の委員さん何かご意見無いですか。自分なりの意見でいいので。
佐々木推進委員	この賃借料の件なんですけれども、中田地区に関しては、おそらく、JAの担い手協議会で10,000円に限るっていうことを徹底しているので、ここ最近、過去1年ぐらいの契約では、たぶん1万円という基準で契約していると思います。未整備地に関してはおそらく、今まで契約したままの金額で契約していると思います。だからこの逆転現象が起きたんじゃないかなというふうに感じております。
議長	今、委員からこれまでの情報とかいろいろお伺いしたんですけど、そういう流れもあるというようなことが、地域性というものもありますから、統一した数字に持っていくことは難しいということがあるとも思うんですが、徐々にそのまま同じような金額にしていくのがいいんでしょうが、この問題についてはどうですか。 無いようですのでこれで質疑を終わります。 これより議案第48号について採決します。 お諮りします。 本案は原案の通り非決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案第48号農地賃借料情報の提供については、原案の通り決定いたしました。
議長	以上で、総会日程は終了しました。 令和6年度第7回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和6年10月25日

議長(会長)

議事録署名人 6 番

議事録署名人 8 番
